

投稿論稿選出理由

ストーカー行為罪に関する解釈論と立法論の試み

佐野文彦

本稿は、ストーカー行為罪の構成要件について、先行研究にあまり見られなかった解釈論と立法論を講じた点に、高い新規性が認められる。特に、「反復して」という文言の解釈を通じて処罰範囲の明確化を図るというアプローチは、これまでなされてこなかったものである。またその前提として、従来議論の薄かったストーカー行為罪の保護法益について分析的に議論し、高い成果を得ている。解釈論を活かした立法論も、価値が高いものと評価した。さらに、論稿全体の論理も概ね精確であり、ドイツ法の分析から得られた知見を活かしてうまく解釈論に結び付けている点も、高く評価した。

もっとも審査会議では、ドイツ法研究に関し更なる洞察が望まれるという意見が出た。例えば、ドイツ刑法学の先行研究について、参照が不十分との疑義を生みかねないという指摘がなされた。また、日本法の解釈論についても、「反復」要件の解釈にあたって参照されているのは主に社会学的議論であり、解釈論としての許容性への言及が不十分であるとの指摘がなされた。以上の点は、本稿について消極的評価の対象となった。

とはいえ、本稿のもつ新規性・論理的精確性は高く評価されるべきであり、外国法の援用等における瑕疵も、それらの評価を減殺するほどではないと考え、世に公表すべき論稿として、掲載可と判断するに至った。

濫用的会社分割と詐害行為取消権

長谷川翔大

本稿は、濫用的会社分割と詐害行為取消権というテーマにつき、民法改正への理論的対応と、平時と倒産時の架橋という問題関心に基づいて、網羅的な検討を行ったものである。このテーマ自体には膨大な先行研究が存在するものの、既存の議論の枠に留まらず法分野の垣根を超えた創造性ある議論を展開しており、評価に値する。論証の過程に関しても、とりわけ取消要件の検討箇所で見られるように、先行研究の丁寧な分析・整理から問題点を抽出した上で、条文の趣旨の検討に立ち戻りながらそれらの問題点に回答していくという形で議論がなされており、高い論理性が認められる。このような論証の過程を経て、濫用的会社分割における詐害行為取消権の条文的位置付けにつき債権者平等の視点を導入するなど、実用的な私見の提供を試みており、本稿の新規性として高く評価することができる。

もっとも、幾つかの懸念点も指摘しうる。例えば、破産法 162 条と 160 条の適用関係における比例弁済コストの当てはめにつき、疑問を呈される余地がある。また、160 条と 161 条の適用基準である期待弁済率につき、その具体的な算定方法に論究のない点が惜しまれる。

とはいえ、上記の懸念点を踏まえたとしても、論稿全体の論理性を覆す程度には至っておらず、他方で、創造性、新規性が高い評価に値することから、世に公表する価値が十分に認められる論稿であるとして、掲載を可と判断するに至った。